



十月からのプラスチック製容器包装の分別収集に向けて 各地区で「ごみの指定袋変更説明会」が開催されました！

七月中旬から八月初旬にかけて各地区単位で、十月からのごみの指定袋変更に伴う住民説明会を開催し、多くの市民の皆さんにご参加いただきました。

今回は、説明会の中で多く出されたご質問やご意見等をお知らせいたします。

■分別方法は、変わるのか？

基本的な分別方法は、変わりません。十月からプラスチック製容器包装の分別が加わるだけです。



■なぜ、5種類の袋なのか？

①容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律）の施行により、容器包装の種類による、分別収集、再資源化が定められました。

これらの適正な分別のため、容器包装としては最後の取り組みとなった、プラスチック製容器包装の分別収集に取り組みます。

②現在、4種類（ビニール・プラスチック、破碎する不燃ごみ、破碎しない不燃ごみ、

袋は150円です。

■新しい指定袋は、いつから売り出すのか？

九月一日から、販売します。また、新指定袋への正式切り替えは、十月一日からですが、九月から使用していただいても構いません。

■今の指定袋は、いつまで使えるのか？

期限は、設けておりません。分別方法に従ってご使用ください。ただし、今回新たに加わる、「プラスチック製容器包装」のごみを、現在の透明不燃やせないごみ袋で出す場合は、お手数ですが、表面に「プラ」と大きく書いて出してください。

■レジ袋は使用できなくなるのか？

現在、埋立ごみとビニール・プラスチックごみに限り、例外としてレジ袋の使用を可能としておりましたが、十月一日からレジ袋は、プラスチック製容器包装の資源ごみとしてリサイクルの対象となり、使用できなくなります。

■指定袋が増えることにより、住民の負担が増えるのでは？

五種類の指定袋をそろえますと、消費税を入れて一、五七五円かかることになりませんが、変更前であっても指定袋は購入しなければならぬので、一時的に負担が増えますが、過重な負担とはならないものと思います。

また、通常は、「燃やせるごみ」と「プラスチック製容器包装」の指定袋を使うことが多いと思います。

小型の袋も販売いたしますので、ご利用ください。

全体的に新指定袋で適正な分別がより進むと考えれば、結果的に住民負担は抑えられるのではないかと考えます。

■アルミホイル（アルミ箔）は、金属類ですか？

アルミホイルは破碎処理機での分別が出来ませんので、可燃ごみとなります。

■ビニールや革製品等のバッグの出し方は？

バッグは、素材に関係なく可燃物として出してください。一部に金属が含まれていても、これを切り取るなどしなくても結構です。



＝各地区で多くの質問がありました＝

■五種類の袋に分別することになります。最終的な処分はどうなっているのか、何に活かされますか？

①燃やせるごみ 焼却となりますので、水分を切ってください。

②ビニール・プラスチック 可燃ごみ焼却炉の焼却温度を調整する焼却調整に使用するほか、処理事業者へ処理を委託します。

③プラスチック製容器包装 容器包装リサイクル協会へ処理を委託します。最終的には、ビニール・プラスチックを材料とするあらゆる物に再生されます。

④破碎するごみ

破碎し、再利用出来る物と出来ない物に分別し処理します。資源物、焼却ごみ、埋立ごみとして処理されます。

⑤埋立ごみまたは布類 埋立ごみは、埋立処理し、布類はウエスなどに再利用されます。

■焼却ごみは、なぜ減らさなければいけないのか？

地球温暖化が大きな問題になっていきます。資源の有効活用も大切です。ごみの焼却は、大量のエネルギーを消費し、貴重な資源が無駄になっていきます。

焼却ごみが減れば、焼却施設の維持・管理経費も減少し皆さんの負担も減ります。

■焼却ごみを減らす方法は？

焼却ごみの五割を占めるといわれている、紙、布類をどのように資源に回せるかがポイントです。紙は、特殊紙や汚れた紙を除き、名刺大以上の紙は全て資源になります。捨てる紙は、ほとんどありません。布類は、毛糸、綿、革製品を除き繊維も含め資源として出してください。

■紙は、どの程度の大きさだったら資源になりますか？

特殊な紙を除いて、名刺大

以上の紙は資源になります。新聞・広告、図書・雑誌、段ボール、紙パックの4種類に分け、紐で十字にして縛り資源ごみの日に出してください。

また、小さい紙類は、混乱しないように紙袋等に入れ雑誌類と一緒にしてください。

■ごみの収集日は変更されるのか？

現在のところ、ごみ収集日を変更する予定はありません。

■ごみ収集日にシールを貼らなければならないで残されているごみは誰が処理しているのか？

基本的に、ごみ収集所は地域の管理となっております。ごみ収集所が位置する行政区、町内会等で処理していただいております。このようなことを無くすためにも、分別の徹底をお願いします。

■プラスチック製容器包装ごみで紙ラベルが貼ってあるものは、全て取らなくてはならないか？

食品の残りなどは、水洗いをして流し取れますが、紙ラベルのなかには粘着力が強く、剥がしても紙が残ってしまう場合もあります。

紙ラベルは、少量であれば問題なく再生処理が出来ます

■指定袋が増えることにより、住民の負担が増えるのでは？

五種類の指定袋をそろえますと、消費税を入れて一、五七五円かかることになりませんが、変更前であっても指定袋は購入しなければならぬので、一時的に負担が増えますが、過重な負担とはならないものと思います。

また、通常は、「燃やせるごみ」と「プラスチック製容器包装」の指定袋を使うことが多いと思います。

小型の袋も販売いたしますので、ご利用ください。

全体的に新指定袋で適正な分別がより進むと考えれば、結果的に住民負担は抑えられるのではないかと考えます。

■アルミホイル（アルミ箔）は、金属類ですか？

アルミホイルは破碎処理機での分別が出来ませんので、可燃ごみとなります。

■ビニールや革製品等のバッグの出し方は？

バッグは、素材に関係なく可燃物として出してください。一部に金属が含まれていても、これを切り取るなどしなくても結構です。

ポスターを配布させていたいただきました。また、多くの機会が周知を図ってまいります。

■分別の手引きを作って配布してほしい。

分け方等で、迷ったとき、困ったときにご活用いただけられるような分別の冊子を作成し、各ご家庭に配布したいと考えております。

■ゴミステーションはごみ捨て場でない。守れないならゴミステーションを撤去しても良いのでは？

地域の皆さん一人ひとりの認識が必要です。快適な環境づくりのためにも、ご協力をお願いいたします。

■ごみの有料化は？

ごみ処理経費の増大から、以前に、ごみ袋にごみ処理経費を上乗せするなどの方法で、ごみの有料化を検討いたしました。今回の新指定袋によりごみの混入がなくなり、ごみを資源として回収できる実効性が経費の増大も抑えられるものと考えておりますので、現在のところごみの有料化はありません。

※その他、各地区で具体的な分別方法、内容等についての質問が多数ありました。